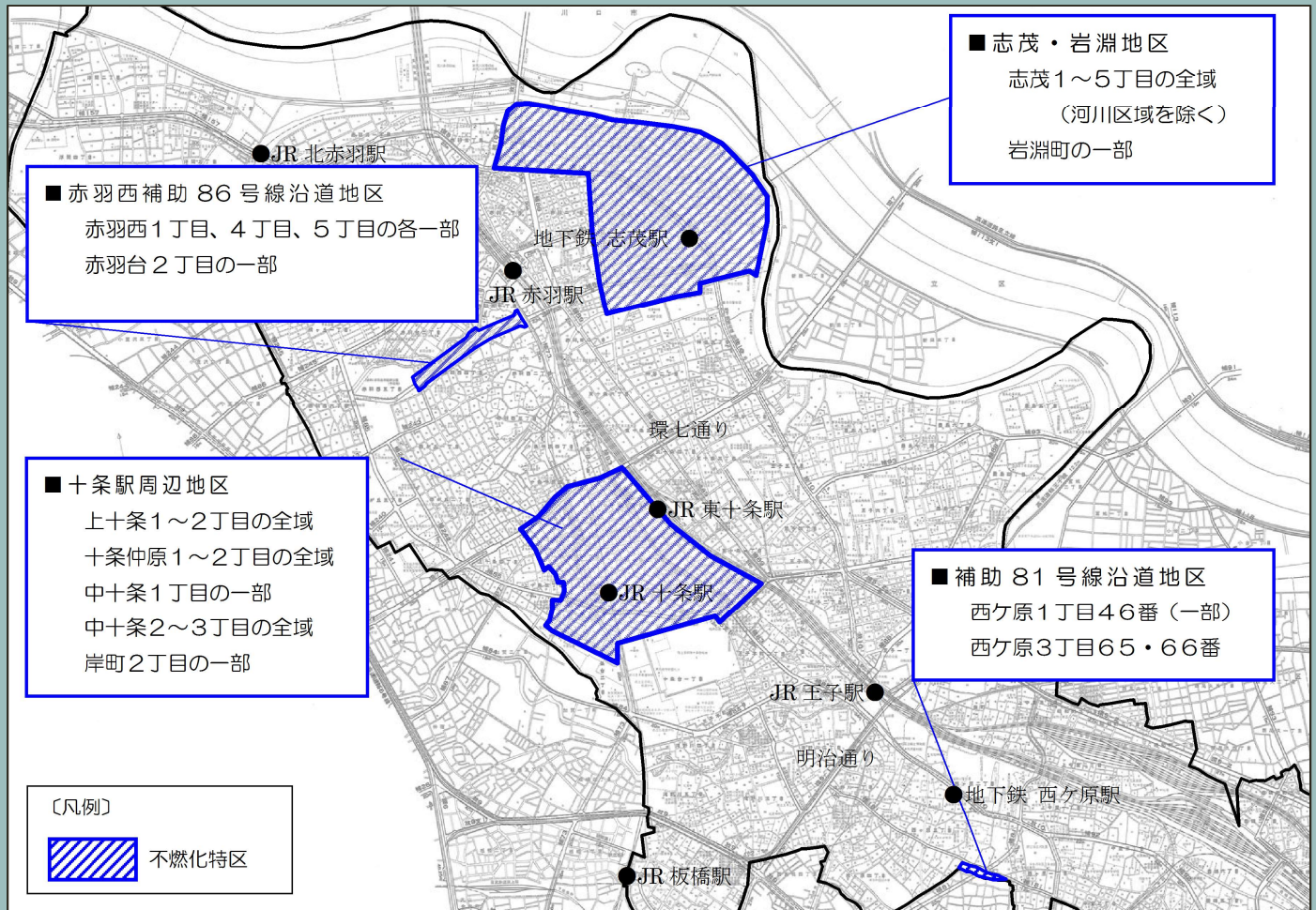


不燃化特区内における支援事業のご案内

北区では、「木造住宅密集地域」を「燃え広がらない・燃えないまち」へと改善を図るため、東京都より不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）の指定を受け、重点的・集中的な取り組みを進めてきました。令和3年度以降の5年間について、取り組みを継続することとなり、事業の延伸に合わせて、より利用しやすいように改定しました。

〔助成対象区域〕



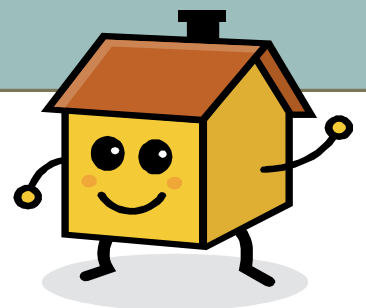
〔お問い合わせ先〕



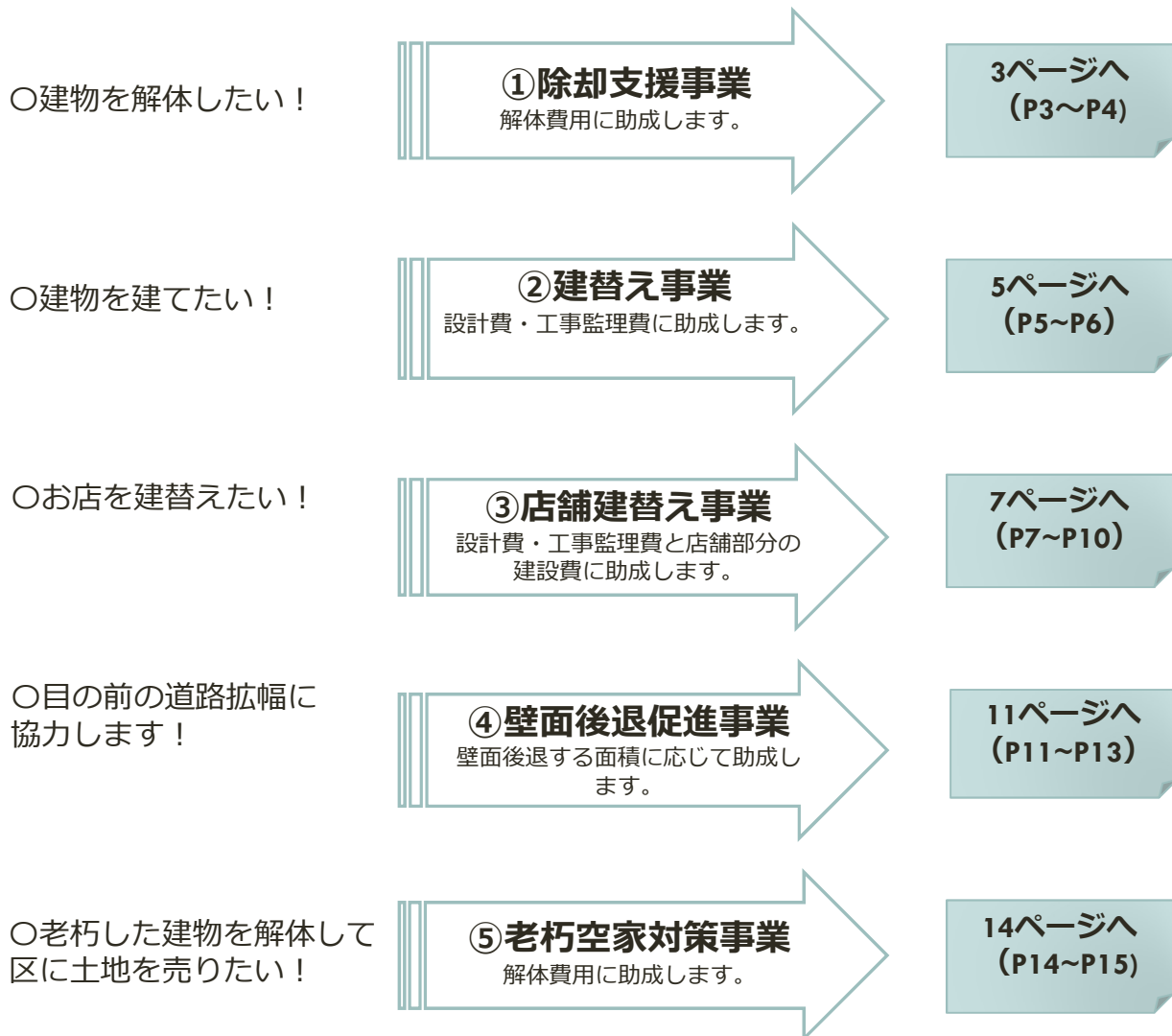
東京都北区役所
東京都北区王子本町1-15-22

まちづくり部防災まちづくり担当課（第一庁舎7階2番窓口）

電話：03-3908-9162



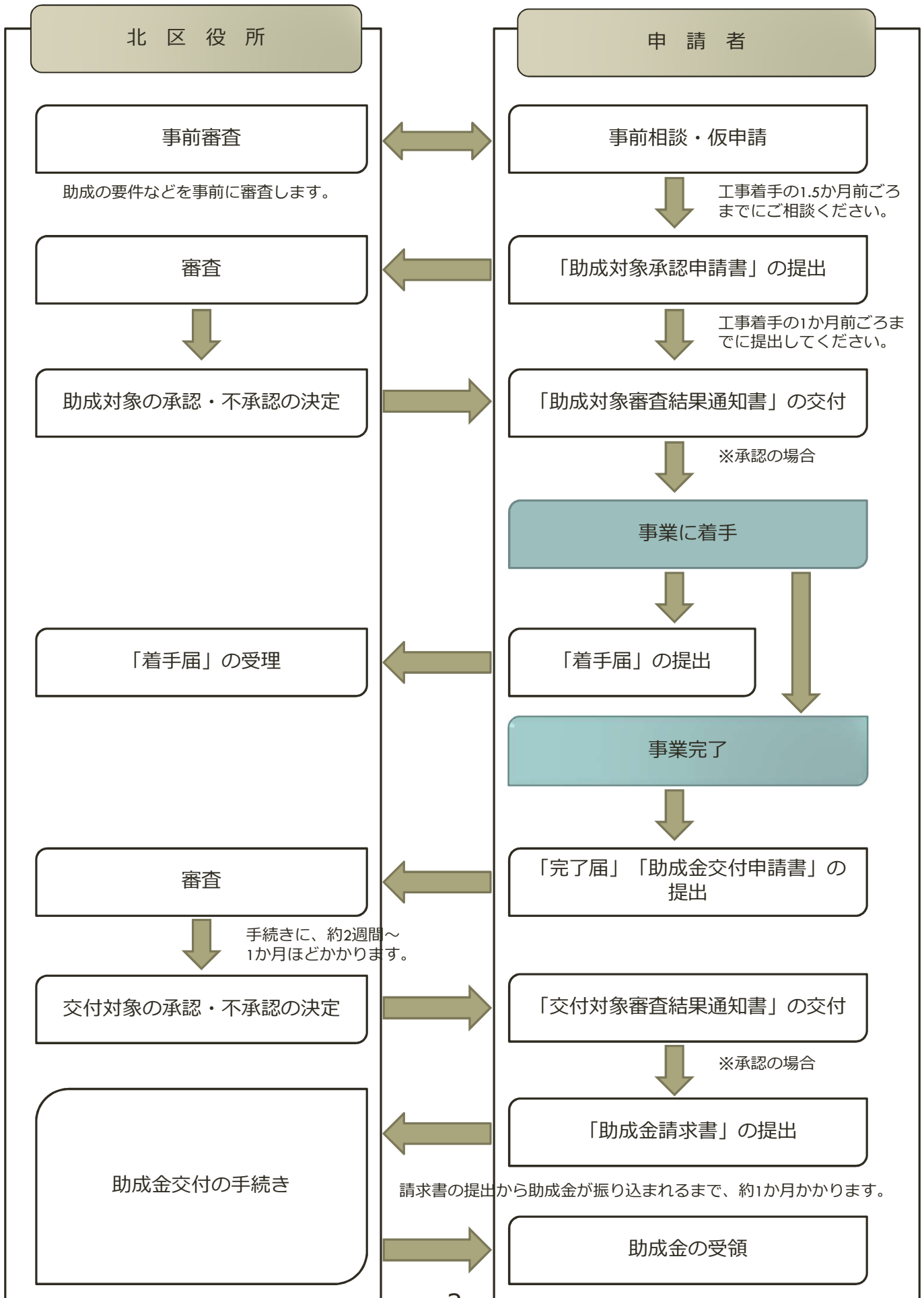
助成の対象となる事業



※注意事項※

- ◎次のいずれかに該当する場合は、助成の対象となりません。必ず一読してください。
- ・各助成の対象要件を満たすことができない場合
 - ・各助成の承認を受ける前に、着手した場合
 - ・最後まで手続きを行わなかった場合
 - ・不動産販売、不動産貸付又は駐車場等を業とする者が当該業のために行う場合
 - ・都市計画施設及び市街地再開発事業の区域内の建築物である場合
 - ・不燃化特区の各整備プログラムにおいて幅若しくは新設する道路の計画線にかかる敷地に建築する場合
 - ・建築する建築物が地区計画に適合しない場合
 - ・国、地方公共団体等から同種の助成並びに当該事業と同等に相当する補償を受けている場合
 - ・この事業は、令和8年3月31日を以て終了となります。令和8年1月30日までに完了報告及び交付申請の手続きを行うことができない場合

各種手続きの流れ



① 除却支援事業

不燃化特区内では、老朽建築物を除却する方に対し除却費を助成します。

◇ 助成の対象となる区域（区域図は、表紙を参照してください。）

- 志茂・岩淵地区
- 赤羽西補助86号線沿道地区
- 補助81号線沿道地区
- 十条駅周辺地区

◇ 助成の対象となる建築物

助成の対象となる建築物は、P1の注意事項の要件に該当しない老朽建築物※であることです。

※老朽建築物とは、耐用年数の2/3を経過している建築物をいいます。建物の構造や用途により耐用年数が異なります。詳しくはお問い合わせください。

例：木造住宅・・・築15年以上

◇ 助成の対象となる方

以下に掲げる要件をすべて満たし、1ページの注意事項の要件に該当しない方が対象者となります。

- ① 老朽建築物の所有者又はその土地の所有者であること。
- ② 個人又は中小企業者等であること。
- ③ 住民税（中小企業者等である場合は、法人住民税）を滞納していないこと。

◇ 助成金額

以下に掲げる額のうち、いずれか少ない額を限度額とします。

- ① 老朽建築物の除却に実際に要した費用（消費税及び地方消費税を除く。）
- ② 毎年度公表される国単価に、老朽建築物の助成対象となる床面積を乗じた額
- ③ 160万円

◇手続きに必要な書類（除却）

①助成対象承認申請

チェック	提出する書類	備考
<input type="checkbox"/>	助成対象承認申請書（第1号様式）	
<input type="checkbox"/>	委任状	設計者等が窓口代理申請をする場合
<input type="checkbox"/>	案内図	
<input type="checkbox"/>	対象建築物等の所有者及び建築年月日等がわかるもので、次のうちいずれか1つ ア 直近の固定資産税課税明細書のコピー イ 登記簿謄本（建物）の原本	登記簿謄本は、6か月以内に発行されたもの
<input type="checkbox"/>	除却する建築物等の図面等	除却する建築物の面積や附属する工作物の高さ等がわかるもの
<input type="checkbox"/>	除却する建築物等の見積書	申請者名がわかるもの
<input type="checkbox"/>	除却する建築物等の工事前の写真	
<input type="checkbox"/>	前年度の住民税を滞納していないことがわかるもので、次のうちいずれか1つ（原本） ア 納税証明書 イ 非課税証明書 ウ 法人住民税納税証明書	4～6月に承認申請をする場合は、前々年度
<input type="checkbox"/>	（建物所有者が申請する場合）除却する建築物の所有者全員の合意書及び助成金受理等に関する委任状	所有者が複数いる場合
<input type="checkbox"/>	（土地所有者が申請する場合）除却する建築物の所有者全員の承諾書及び助成金受理等に関する委任状	土地の所有者と建物の所有者が異なる場合
<input type="checkbox"/>	土地の所有者が確認できるもので、次のうちいずれか1つ ア 直近の固定資産税課税明細書のコピー イ 登記簿謄本（土地）の原本	土地の所有者が申請する場合
<input type="checkbox"/>	（土地所有者が申請する場合）土地の所有者全員の承諾書及び助成金受理等に関する委任状	所有者が複数いる場合
<input type="checkbox"/>	中小企業者等であることを証する図書（業種、資本金、従業員数等がわかるもの）	申請者が中小企業者等である場合 ※法人登記等の証明書は、原本を提出
<input type="checkbox"/>	その他	上記の他、必要と認められる書類の提出を求める場合があります。

② 除却工事着手時

チェック	提出する書類
<input type="checkbox"/>	事業着手届（第5号様式）
<input type="checkbox"/>	工程表
<input type="checkbox"/>	契約書の写し

③ 除却工事完了時

チェック	提出する書類
<input type="checkbox"/>	事業完了報告書（第7号様式）
<input type="checkbox"/>	助成金交付申請書（第8号様式）
<input type="checkbox"/>	領収書のコピー
<input type="checkbox"/>	除却工事完了後の写真

④ 助成金請求時

チェック	提出する書類	チェック	提出する書類
<input type="checkbox"/>	助成金請求書（第10号様式）	<input type="checkbox"/>	口座振替依頼書（北区指定様式）

②建替え事業

不燃化特区内では、準耐火建築物等以上の耐火性能をもつ建築物を建築する場合、建築設計費及び工事監理費の一部を助成します。

◇助成の対象となる区域（区域図は、表紙を参照してください。）

- 志茂・岩淵地区
- 赤羽西補助86号線沿道地区
- 補助81号線沿道地区
- 十条駅周辺地区

◇助成の対象となる建築物

以下に掲げる要件をすべて満たし、P1の注意事項の要件に該当しない建築物が対象となります。

- ① 耐火建築物等（※1）又は準耐火建築物等（※2）であること。
- ② 建築物の形状、外壁等の色彩は、周辺の環境に配慮したものであること。
- ③ 敷地が65㎡以上であること。（※緩和要件があります。詳しくはお問い合わせください。）
- ④ 仮設建築物でないもの。
- ⑤ 当該地に定められている地区計画に適合する建築物であること。

※1 耐火建築物等とは、耐火建築物及び建築基準法第53条第3項第1号イに規定する「耐火建築物等」をいいます。

※2 準耐火建築物等とは、準耐火建築物及び建築基準法第53条第3項第1号ロに規定する「準耐火建築物等」をいいます。

◇助成の対象となる方

以下に掲げる要件をすべて満たし、1ページの注意事項の要件に該当しない方が対象者となります。

- ① 新築する建築物の建築主であること。
- ② 新築する建築物の所有者になるものであること。
- ③ 個人又は中小企業者等であること。
- ④ 5年以内に不燃化特区事業に基づき除却の助成を受けた者（申請中の者を含む。）であること。
- ⑤ 住民税（中小企業者等である場合は、法人住民税）を滞納していないこと。

◇助成金額

【1 一般建替えの場合】

以下に掲げる額のうち、いずれか少ない額を限度額とします。

- ①助成対象床面積に応じて定めた額
- ②耐火建築物等：90万円、準耐火建築物等：80万円

【2 共同建替え（共同住宅）の場合】

以下に掲げる額のうち、いずれか少ない額を限度額とします。

- ①住宅部分に係る設計・監理料の2/3の額（以下の計算式を参照ください。）
- ②耐火建築物等：450万円、準耐火建築物等：200万円

※①の計算式

設計・監理料×（住宅部分に係る床面積/従後の建築物の延べ面積）×2/3

↓

設計・監理料とは、以下に掲げる額のうち、いずれか少ない額をいいます。

ア) 業務報酬基準

イ) 設計・監理料の実費額（消費税及び地方消費税を除く。）

◇手続きに必要な書類（建替え）

①助成対象承認申請

チェック	提出する書類	備考
<input type="checkbox"/>	助成対象承認申請書（第1号様式）	
<input type="checkbox"/>	委任状	設計者等が窓口代理申請をする場合
<input type="checkbox"/>	土地の所有者が確認できるもので、次のうちいずれか1つ ア 直近の固定資産税課税明細書のコピー イ 登記簿謄本（土地）の原本	登記簿謄本は、6か月以内に発行されたもの
<input type="checkbox"/>	公図の写しの原本	6か月以内に発行されたもの
<input type="checkbox"/>	新築する土地の所有者全員の承諾書	土地の所有者が建築主と異なる場合又は複数いる場合
<input type="checkbox"/>	新築する建築物の図面 <input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 立面図 <input type="checkbox"/> 断面図 <input type="checkbox"/> 求積図（敷地、各階） <input type="checkbox"/> 仕上げ表（耐火又は準耐火の仕様がわかるもの）	立面図には、外壁・屋根の色が判定できるものを記載ください。
<input type="checkbox"/>	新築する建築物の建築主全員の合意書及び助成金受領等に関する委任状	建築主が複数いる場合
<input type="checkbox"/>	現況写真	
<input type="checkbox"/>	見積書	新築工事、設計費、工事監理費の内訳、申請者名がわかるもの
<input type="checkbox"/>	前年度の住民税を滞納していないことがわかるもので、次のうちいずれか1つ（原本） ア 納税証明書 イ 非課税証明書 ウ 法人住民税納税証明書	4～6月に承認申請をする場合は、前々年度
<input type="checkbox"/>	中小企業者等であることを証する図書（業種、資本金、従業員数等がわかるもの）	申請者が中小企業者等である場合 ※法人登記等の証明書は、原本を提出
<input type="checkbox"/>	その他	上記の他、必要と認められる書類の提出を求める場合があります。

◇手続きに必要な書類（店舗建替え）

② 新築工事着手時

チェック	提出する書類
<input type="checkbox"/>	事業着手届（第5号様式）
<input type="checkbox"/>	工程表
<input type="checkbox"/>	契約書のコピー
<input type="checkbox"/>	建築確認済証のコピー（第1面から第6面を含む。）

③ 新築工事完了時

チェック	提出する書類
<input type="checkbox"/>	事業完了報告書（第7号様式）
<input type="checkbox"/>	助成金交付申請書（第8号様式）
<input type="checkbox"/>	領収書のコピー
<input type="checkbox"/>	建築確認検査済証のコピー
<input type="checkbox"/>	新築工事完了後の写真

④ 助成金請求時

チェック	提出する書類
<input type="checkbox"/>	助成金請求書（第10号様式）
<input type="checkbox"/>	口座振替依頼書（北区指定様式）



◇助成の対象となる方

以下に掲げる要件をすべて満たし、P1の注意事項の要件に該当しない方が対象者となります。

- ① 新築する建築物の建築主であること。
- ② 新築する建築物の所有者になるものであること。
- ③ 個人又は中小企業者等であること。
- ④ 5年以内に不燃化特区事業に基づき除却の助成を受けた者（申請中の者を含む。）であること。
- ⑤ 住民税（中小企業者等である場合は、法人住民税）を滞納していないこと。

◇助成金額

次のA及びBの限度額の合計額が助成額となります。

〔A 建築設計費及び工事監理費に対する助成〕

【A-1 一般建替えの場合】

以下に掲げる額のうち、いずれか少ない額を限度額とします。

- ①助成対象床面積に応じて定めた額
- ②耐火建築物等：90万円、準耐火建築物等：80万円

【A-2 共同建替え（共同住宅）の場合】

以下に掲げる額のうち、いずれか少ない額を限度額とします。

- ①住宅部分に係る設計・監理料の2/3の額（以下の計算式を参照ください。）
- ②耐火建築物等：450万円、準耐火建築物等：200万円

※①の計算式

設計・監理料 × (住宅部分に係る床面積/従後の建築物の延べ面積) × 2/3

↓

設計・監理料とは、以下に掲げる額のうち、いずれか少ない額をいいます。

- ア) 業務報酬基準
- イ) 設計・監理料の実費額（消費税及び地方消費税を除く。）

〔B 店舗部分の建設に対する助成〕

以下に掲げる額のうち、いずれか少ない額を限度額とします。

- ①新築の建築工事に係る費用 × $\frac{\text{（新築建築物の店舗等部分の床面積の合計）}}{\text{（新築建築物の延べ面積）}}$
（消費税及び地方消費税を除く。）
- ②100万円

◇手続きに必要な書類（店舗建替え）

①助成対象承認申請

チェック	提出する書類	備考
<input type="checkbox"/>	助成対象承認申請書（第1号様式）	
<input type="checkbox"/>	委任状	設計者等が窓口代理申請をする場合
<input type="checkbox"/>	土地の所有者が確認できるもので、次のうちいずれか1つ ア 直近の固定資産税課税明細書のコピー イ 登記簿謄本（土地）の原本	登記簿謄本は、6か月以内に発行されたもの
<input type="checkbox"/>	公図の写しの原本	6か月以内に発行されたもの
<input type="checkbox"/>	新築する土地の所有者全員の承諾書	土地の所有者が建築主と異なる場合又は複数いる場合
<input type="checkbox"/>	新築する建築物の図面 <input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 立面図 <input type="checkbox"/> 断面図 <input type="checkbox"/> 求積図（敷地、各階） <input type="checkbox"/> 仕上げ表（耐火又は準耐火の仕様がわかるもの）	立面図には、外壁の色が判定できるものを記載ください。
<input type="checkbox"/>	新築する建築物の建築主全員の合意書及び助成金受理等に関する委任状	建築主が複数いる場合
<input type="checkbox"/>	現況写真	
<input type="checkbox"/>	従前の建築物の用途に店舗等が含まれていることがわかる図書で、次のうちいずれか1つ ア 登記簿謄本の原本 イ 営業許可証のコピー ウ 消防署への届出等のコピー エ 現況写真	登記簿謄本は、6か月以内に発行されたもの
<input type="checkbox"/>	従前の建築物の店舗部分に対象火気設備が設置されていることが確認できる図書で、次のうちいずれか1つ ア 消防署への届出等のコピー イ 現況写真	
<input type="checkbox"/>	見積書	新築工事、設計費、工事監理費の内訳、申請者名がわかるもの
<input type="checkbox"/>	前年度の住民税を滞納していないことがわかるもので、次のうちいずれか1つ（原本） ア 納税証明書 イ 非課税証明書 ウ 法人住民税納税証明書	4～6月に承認申請をする場合は、前々年度
<input type="checkbox"/>	中小企業者等であることを証する図書（業種、資本金、従業員数等がわかるもの）	申請者が中小企業者等である場合 ※法人登記等の証明書は、原本を提出
<input type="checkbox"/>	その他	上記の他、必要と認められる書類の提出を求める場合があります。

◇手続きに必要な書類（店舗建替え）

② 新築工事着手時

チェック	提出する書類
<input type="checkbox"/>	事業着手届（第5号様式）
<input type="checkbox"/>	工程表
<input type="checkbox"/>	契約書のコピー
<input type="checkbox"/>	建築確認済証のコピー（第1面から第6面を含む。）

③ 新築工事完了時

チェック	提出する書類
<input type="checkbox"/>	事業完了報告書（第7号様式）
<input type="checkbox"/>	助成金交付申請書（第8号様式）
<input type="checkbox"/>	領収書のコピー
<input type="checkbox"/>	建築確認検査済証のコピー
<input type="checkbox"/>	新築工事完了後の写真

④ 助成金請求時

チェック	提出する書類
<input type="checkbox"/>	助成金請求書（第10号様式）
<input type="checkbox"/>	口座振替依頼書（北区指定様式）

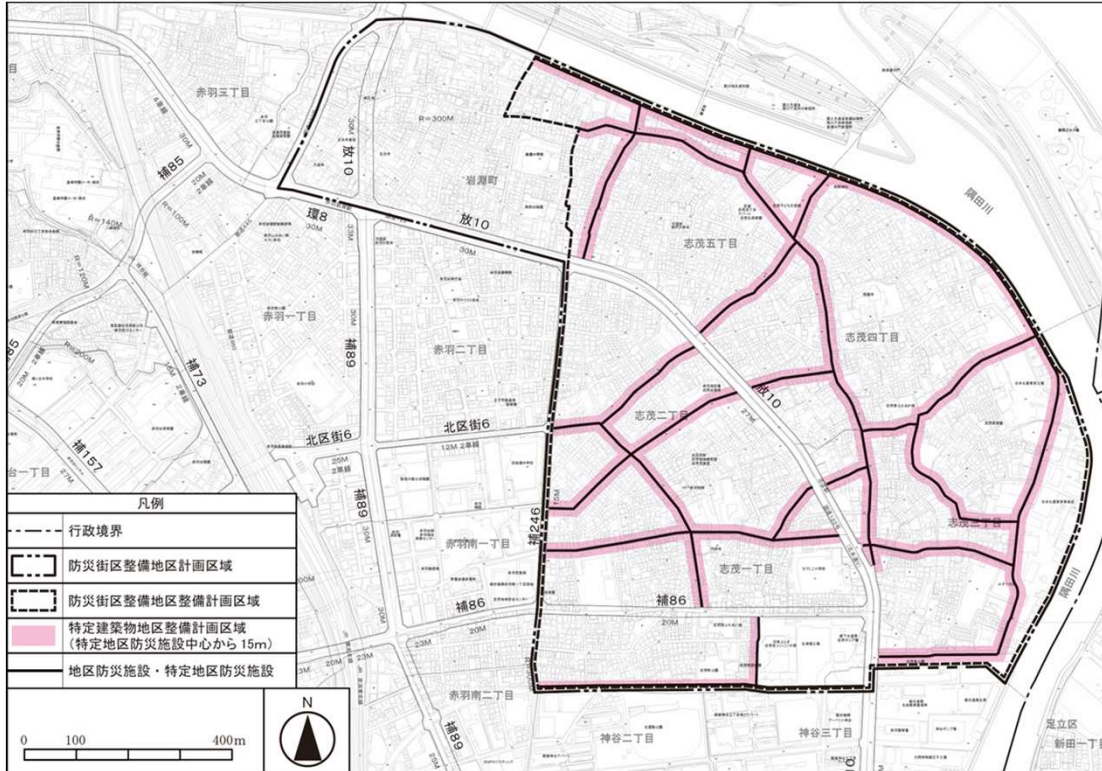


④ 壁面後退促進事業

地区計画に従い、壁面後退を行う土地に対し、面積に応じた奨励金を交付します。

◇ 助成の対象となる区域

【志茂1丁目～5丁目】 ※下記の特定建築物地区整備計画区域内で壁面後退区域が指定されている建築物が対象です。



【十条地区】



◇助成の対象となる建築物

以下に掲げる要件をすべて満たし、1ページの注意事項の要件に該当しない建築物が対象となります。

- ①地区計画等で規定する壁面後退区域内のものであること。
- ②建築基準法の道路の現況境界線から当外後退線までの距離が平均10cm以上であること。
- ③壁面後退の面積が合計で1㎡以上であること。
(※ただし、居住環境整備指導要綱に基づく公開空地の部分の面積は除く。)
- ④当該地区計画等の内容に適合しているもの

※注意事項※

壁面後退した部分に、建築物や通行の妨げとなる広告物、自動販売機、花壇等の工作物を設置することは、できません。

◇助成の対象となる方

以下に掲げる要件をすべて満たし、P1の注意事項の要件に該当しない方が対象者となります。

- ①老朽建築物の所有者又はその土地の所有者であること。
- ②個人又は中小企業者等であること。
- ③住民税（中小企業者等である場合は、法人住民税）を滞納していないこと。

※注意事項※

この③壁面後退促進事業の助成金は、他の事業（①除却支援事業、②建替え事業、③店舗建替え事業、⑤老朽空家対策事業）とは、併用して受けることができません。

◇助成金額

壁面後退の部分の面積に応じて、表の範囲内で交付します。

面積	金額
1㎡未満	対象外
1㎡以上2㎡未満	200,000円
2㎡以上3㎡未満	300,000円
3㎡以上4㎡未満	400,000円
4㎡以上5㎡未満	500,000円
5㎡以上6㎡未満	600,000円
6㎡以上7㎡未満	700,000円
7㎡以上8㎡未満	800,000円
8㎡以上9㎡未満	900,000円
9㎡以上	1,000,000円

〔壁面後退の部分の面積の算定〕
以下により囲まれた部分の面積をいいます。
ア 地区計画等で規定する壁面の位置の制限による後退線
イ 建築基準法の道路境界線
ウ 隣地境界線

◇手続きに必要な書類（壁面後退）

①助成対象承認申請

チェック	提出する書類	備考
<input type="checkbox"/>	助成対象承認申請書（第1号様式）	
<input type="checkbox"/>	委任状	設計者等が窓口代理申請をする場合
<input type="checkbox"/>	案内図	
<input type="checkbox"/>	対象建築物及び土地の所有者確認できるもので、次のうちいずれか1つ ア 直近の固定資産税納税通知書のコピー イ 登記簿謄本（建物・土地）の原本	登記簿謄本は、6か月以内に発行されたもの
<input type="checkbox"/>	（建物所有者が申請する場合）除却する建築物の所有者全員の合意書及び助成金受理等に関する委任状	所有者が複数いる場合
<input type="checkbox"/>	（土地所有者が申請する場合）除却する建築物の所有者全員の承諾書及び助成金受理等に関する委任状	土地の所有者と建物の所有者が異なる場合
<input type="checkbox"/>	（土地所有者が申請する場合）土地の所有者全員の承諾書及び助成金受理等に関する委任状	所有者が複数いる場合
<input type="checkbox"/>	配置図及び求積図 ※建替えの場合は、新築後の図面 ※除却の場合は、除却後の図面	壁面後退線を超えていることがわかるもの。 壁面後退面積が確認できるもの。
<input type="checkbox"/>	現況写真	
<input type="checkbox"/>	前年度の住民税を滞納していないことがわかるもので、次のうちいずれか1つ（原本） ア 納税証明書 イ 非課税証明書 ウ 法人住民税納税証明書	4～6月に承認申請をする場合は、前々年度
<input type="checkbox"/>	中小企業者等であることを証する図書（業種、資本金、従業員数等がわかるもの）	申請者が中小企業者等である場合 ※法人登記等の証明書は、原本を提出
<input type="checkbox"/>	その他	上記の他、必要と認められる書類の提出を求める場合があります。

② 除却工事着手時

チェック	提出する書類
<input type="checkbox"/>	事業着手届（第5号様式）
<input type="checkbox"/>	工程表
<input type="checkbox"/>	除却工事の契約書のコピー

③ 除却工事完了時

チェック	提出する書類
<input type="checkbox"/>	事業完了報告書（第7号様式）
<input type="checkbox"/>	助成金交付申請書（第8号様式）
<input type="checkbox"/>	領収書のコピー
<input type="checkbox"/>	除却工事完了後の写真

④ 助成金請求時

チェック	提出する書類
<input type="checkbox"/>	助成金請求書（第10号様式）
<input type="checkbox"/>	口座振替依頼書（北区指定様式）

⑤老朽空家対策事業

不燃化特区内では、老朽し、空家となっている建築物を除却し、区に土地を売却する方に対し、除却費を助成します。

◇助成の対象となる区域（区域図は、表紙を参照してください。）

- 志茂・岩淵地区
- 赤羽西補助86号線沿道地区
- 補助81号線沿道地区
- 十条駅周辺地区

◇助成の対象となる建築物

以下に掲げる要件をすべて満たし、1ページの注意事項の要件に該当しない建築物が対象となります。

- ①区又は北区土地開発公社（以下「区等」という。）が当該敷地の購入を了承し、当該建築物等の除却後に区等に土地を売却するものであること。
- ②老朽建築物※であること。
- ③当該建築物を使用しなくなった時から3箇月以上経過していること。
- ④敷地面積（道路後退部分の面積は除く。）が、65㎡以上であること。
ただし、都市計画道路環状7号線及び放射10号線の沿道30m以内の区域については、80㎡以上であること。
- ⑤建築基準法第43条の規定を満たす敷地であること。
- ⑥道路法第3条第2号から第4号に規定する道路又は東京都北区管理通路条例第3条第1号及び第2号に規定する区管理通路に接していること。
- ⑦前面道路が、現況で2.7m以上の幅員が確保されていること。

※老朽建築物とは、耐用年数の2/3を経過している建築物をいいます。建物の構造や用途により耐用年数が異なります。詳しくはお問い合わせください。

例：木造住宅・・・築15年以上

◇助成の対象となる方

以下に掲げる要件をすべて満たし、1ページの注意事項の要件に該当しない方が対象者となります。

- ①老朽建築物の所有者又はその土地の所有者であること。
- ②個人又は中小企業者等であること。
- ③住民税（中小企業者等である場合は、法人住民税）を滞納していないこと。

◇助成金額

以下に掲げる額のうち、いずれか少ない額を限度額とします。

- ①老朽建築物の除却に実際に要した費用（消費税及び地方消費税を除く。）
- ②毎年度公表される国単価に、老朽建築物の助成対象となる床面積を乗じた額
- ③500万円

◇手続きに必要な書類（老朽建築物空家対策）

①助成対象承認申請

チェック	提出する書類	備考
<input type="checkbox"/>	助成対象承認申請書（第1号様式）	
<input type="checkbox"/>	委任状	設計者等が窓口代理申請をする場合
<input type="checkbox"/>	案内図	
<input type="checkbox"/>	対象建築物等の所有者及び建築年月日等がわかるもので、次のうちいずれか1つ ア 直近の固定資産税課税明細書のコピー イ 登記簿謄本（建物）の原本	※登記簿謄本は、6か月以内に発行されたもの
<input type="checkbox"/>	除却する建築物等の図面等	除却する建築物の面積や附属する工作物の高さ等がわかるもの
<input type="checkbox"/>	除却する建築物等の見積書	
<input type="checkbox"/>	除却する建築物等の工事前の写真	
<input type="checkbox"/>	前年度の住民税を滞納していないことがわかるもので、次のうちいずれか1つ（原本） ア 納税証明書 イ 非課税証明書 ウ 法人住民税納税証明書	4～6月に承認申請をする場合は、前々年度
<input type="checkbox"/>	（建物所有者が申請する場合）除却する建築物の所有者全員の承諾書及び助成金受理等に関する委任状	所有者が複数いる場合
<input type="checkbox"/>	（土地所有者が申請する場合）除却する建築物の所有者全員の承諾書及び助成金受理等に関する委任状	土地の所有者と建物の所有者が異なる場合
<input type="checkbox"/>	土地の所有者が確認できるもので、次のうちいずれか1つ ア 直近の固定資産税課税明細書のコピー イ 登記簿謄本（土地）の原本	土地の所有者が除却する場合
<input type="checkbox"/>	（土地所有者が申請する場合）土地の所有者全員の承諾書及び助成金受理等に関する委任状	所有者が複数いる場合
<input type="checkbox"/>	中小企業者等であることを証する図書（業種、資本金、従業員数等がわかるもの）	申請者が中小企業者等である場合 ※法人登記等の証明書は、原本を提出
<input type="checkbox"/>	その他	上記の他、必要と認められる書類の提出を求める場合があります。

② 除却工事着手時

チェック	提出する書類
<input type="checkbox"/>	事業着手届（第5号様式）
<input type="checkbox"/>	工程表
<input type="checkbox"/>	契約書のコピー

③ 除却工事完了時

チェック	提出する書類
<input type="checkbox"/>	事業完了報告書（第7号様式）
<input type="checkbox"/>	助成金交付申請書（第8号様式）
<input type="checkbox"/>	領収書のコピー
<input type="checkbox"/>	除却工事完了後の写真

④ 助成金請求時

チェック	提出する書類
<input type="checkbox"/>	助成金請求書（第10号様式）
<input type="checkbox"/>	口座振替依頼書（北区指定様式）